



平成 27 年 7 月 8 日

「UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンド」の受益者の皆様へ

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型投資信託「UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンド」（以下「当ファンド」ということがあります。）につきまして、下記日程にて繰上償還をさせていただく予定でございますので、お知らせいたします。

当ファンドの純資産総額は、第 1 期のピーク時を境に解約による減少が続き、弊社（委託会社）が当ファンドの運営に必要と判断する水準（信託約款の繰上償還条項（第 39 条）に定める 10 億円）を大きく下回る状況が長期間に亘り続いております。弊社（委託会社）としましては、このような状況を勘案し、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

<記>

繰上償還の手続きおよび日程

- ①受益者および受益権口数の確定 : 平成 27 年 7 月 9 日 (木)
- ②書面による議決権の行使の期限 : 平成 27 年 8 月 3 日 (月) まで
- ③書面による決議の日 : 平成 27 年 8 月 4 日 (火)
- ④繰上償還予定日 : 平成 27 年 8 月 17 日 (月)

受益者および受益権口数の確定日 (平成 27 年 7 月 9 日) 現在の受益者は、平成 27 年 8 月 3 日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案に対して議決権を行使することができます。

なお、7 月 7 日以降のお申込みにより取得された方および 7 月 6 日以前のお申込みにより解約された方は、本議案に対する議決権はございません。

[繰上償還を行う場合]

繰上償還にかかる書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権総口数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。

本議案が可決された場合は、平成 27 年 8 月 17 日付での繰上償還を行います。

[繰上償還を行わない場合]

当該書面決議により本議案が否決された場合は、繰上償還を行いません。この場合には、繰上償還を行わない旨を、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

*本議案の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンド」の繰上償還 (予定) のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上